

番号	1 .		
項目	国の第4期教育振興基本計画に示されている夜間中学の設置・充実について、大阪市教育振興基本計画にも追記し、施策目標を設定されたい。		
(回答) 本市が市内3中学校の夜間学級において50年以上にわたり先進的に進めてきた取組は、国の第4期教育振興基本計画の趣旨にもかなったものであると認識しております。 近年は、義務教育未修了者に加えまして、外国につながるのある方や不登校経験のある方など、多様な背景を持つ生徒の方々の学習の場となっており、求められる支援や教育内容も多様化していることから、本市では各校における日本語指導体制の充実を図るなど、受入れ体制の整備に取り組んでまいりました。 本市の教育振興基本計画におきましては、現時点では中学校夜間学級に関する施策等の方向性についての具体的な記載はありませんが、関連施策の枠組みの中に位置づける形で取組を推進しております。			
担当	教育委員会事務局	総務部	教育政策課
	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当
			電話：06-6208-9027
			電話：06-6208-9186

番号	2. ①		
項目	各中学校の日本語指導が必要な生徒数		
(回答) 大阪市内中学校夜間学級の各校において、教科学習の基礎としての日本語指導が必要な生徒数は、5月1日現在で、天満中学校夜間学級が93人、東生野中学校夜間学級が75人、心和中学校夜間部が44人となっております。			
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当		電話：06-6208-9186

番号	2. ②		
項目	日本語指導担当教員を含めた各夜間中学校の教員定数、そのうち「特別の教育課程による日本語指導」における教員定数		
(回答) 常勤職員の定数（日本語指導） ・天満中学校 夜間学級：12（3） ・東生野中学校 夜間学級：9（0）			
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当		電話：06-6208-9125

番号	2. ③	
項目	各中学校の教員配置数	
(回答) 常勤、非常勤を含む教員数 ・天満中学校 夜間学級：20 ・東生野中学校 夜間学級：16 ・心和中学校 夜間学級：11		
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	2. ④	
項目	各中学校の日本語指導ができる教員数	
(回答) 本市では、日本語指導が必要である生徒の実態を踏まえながら、効果的な教員の配置を行っているところであります。 今後とも実情・実態をより精緻に把握し、引き続き教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。		
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	3.
項目	大阪市立中学校夜間学級入学説明会・相談会について、学齢生徒の家庭や保護者に周知されたい。
(回答) 令和6年度より、大阪市立中学校夜間学級入学説明会・相談会を、市内4か所で2回ずつ実施するなど、広報活動の工夫・改善を進めながら、中学校夜間学級への入学希望者の状況を注視しているところです。 また、令和7年度より、大阪市こども向けイベントチラシ等掲載専用ページに入学説明会・相談会の案内を掲載することで、学齢生徒の家庭や保護者への周知にも取り組んでおります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	4. ①
項目	大阪市の外の中学校夜間学級に在籍している大阪市内在住の生徒数
(回答) 大阪市の外の中学校夜間学級に在籍している大阪市内在住の生徒数につきましては、令和7年5月1日現在、133人となっております。令和8年度分につきましては、未集計のため数値が確定しておりません。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当
電話：06-6208-9186	

番 号	4. ②		
項 目	大阪市内の中学校夜間学級に在籍している市外在住の生徒数		
(回答) 大阪市内の中学校夜間学級及び夜間部に在籍する市外在住の生徒数につきましては、令和8年5月1日現在、16人となっております。			
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当		電話：06-6208-9186

番 号	4. ③		
項 目	2026 年度 4 月入学生の大阪市内 3 校の受け入れ状況		
(回答) 令和 8 年 4 月の入学生の受け入れ状況につきましては、天満中学校夜間学級が 52 人、東生野中学校夜間学級が 32 人、心和中学校夜間部が 21 人となっております。			
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当		電話：06-6208-9186

番号	5.
項目	心和中学校の生徒が、心和中学校と心和中学校「天王寺教室」のどちらも選択できるようにされたい。
(回答) 令和３年度に天王寺中学校と文の里中学校の両夜間学級に在籍していた生徒に対しては、一部の希望する方に学びの継続性の観点から、心和中学校夜間部天王寺教室という形で学びの場を提供することといたしました。 しかし、令和４年度以降の入学者及び新たに入学を希望される方につきましては、受け入れることは想定しておりません。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6.
項目	入学希望者が増えてきていることから、「天王寺教室」の存続と活用も含め、学習者が通学しやすい場所に夜間中学校を設置されたい。
(回答) 本市における中学校夜間学級の今後のあり方については、生徒の多様なニーズにきめ細かく対応するための指導体制の充実を図りつつ、入学希望者の動向を注視し、全市的な状況をふまえて、適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	7.
項目	学びの多様化学校と夜間学級を併設したことで、夜間学級の生徒に対する教育効果について明らかにされたい。
(回答) 心和中学校夜間部では、昼間部の生徒と授業や学校行事を合同で実施し、異年齢交流の機会を設けることで、学びや社会性の幅が広がるとともに、生徒同士のつながりが強化され、双方の生徒における教育効果の向上につながっております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	8.
項目	すべての夜間中学生に給食もしくはそれに値する食事を提供されたい。
(回答) 本市の中学校夜間学級の夜食給食につきましては、生徒を府内広域から受け入れていることから、広域行政の観点から大阪府の補助金事業として実施してきましたが、平成 21 年度に大阪府の補助金が廃止されることとなり、市民の税負担の観点や、市費単独での事業継続が困難であることの理由から、平成 21 年度で当該事業を廃止しているところです。 今後も引き続き大阪府の動向を注視してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	9.
項目	中学校夜間学級の教育扶助費（学級費）の支給について、中学校既卒者と未卒者を区別している理由を明らかにされたい。また、厚生労働省が認めている通りに既卒者にも教育扶助費の支給を行われたい。
（回答） 夜間中学に就学する者については、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡（以下「事務連絡」といいます。））において、「学齢を経過した者については、原則として就労等によって稼働能力を活用すべき状況にあるものと思われることから、現にその能力に応じて稼働能力を活用しており、かつ、夜間中学へ就学し、義務教育相当の教育を受けることが世帯の自立助長に資すると見込まれる場合に限り、必要な範囲で教育扶助の対象として差し支えないと考えられる。また、不登校等により稼働能力の獲得のために必要な教育を十分に受けることができなかったこと等により、直ちに稼働能力の活用を求めるよりも夜間中学へ就学することが世帯の自立助長に資すると見込まれる場合にも、教育扶助の対象として差し支えないと考えられる。その適用にあたっては、就学援助に類する経済的支援や学び直しに関する各種支援策など他法他施策の利用の可否についても検討の上、慎重に判断するようにされたい。」と示されております。また、生活保護法（以下「法」といいます。）第 4 条において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のため活用することを要件として行われる。」と規定されています。 就学援助制度によって夜間中学での教育を受けるために必要な費用が支給される場合は、上記の法や事務連絡等に基づき、保護に優先していただいています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	10.
項目	在籍期間中の就学援助を保証されたい。また、申請時期の早期化と早期支給に努められたい。
(回答) 中学校夜間学級の就学援助につきましては、中学校夜間学級生徒就学援助費交付要綱第2条第1項に「認定の対象は、中学校在籍中、通算3回とする。ただし、生徒が在籍する学校の校長が在籍を認める場合は、予算の範囲内において在籍中最高6回を限度として補助する。」と規定しています。ただ、一部、特別な事情で6年を越えて在籍される場合があることも承知しております。 今後とも制度の研究を進め、適切な運用に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	1 1 .	
項目	中学校夜間学級の教員が教育に専念できるよう、業務の整理を行われたい。	
(回答) 教職員の配置につきましては、国の定数の考え方等を踏まえつつ、引き続き各学校の状況把握に努め、学校事務職員の配置を含めた体制整備について、実態に即した適切な配置となるよう努めてまいりたいと考えております。		
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	電話：06-6208-9121